

薬第278号の4

令和8年1月21日

関係団体の長様

岐阜県健康福祉部長

「知事指定薬物」の指定について

日頃から県の薬務行政の推進にご理解、ご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では県民の危険ドラッグによる健康被害を防止することを目的として、岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例を平成26年10月15日に施行し、同条例に基づき知事が隨時指定薬物を指定しています。

今般、別添のとおり令和8年1月21日付け新たに3物質を知事指定薬物に指定しましたのでお知らせするとともに、貴会員への周知についてご配慮願います。

また、今後とも引き続き県の危険ドラッグ対策にご協力いただきますよう併せてお願ひします。

取扱	岐阜県健康福祉部薬務水道課 薬物対策・水道係
担当	神谷
電話	058-272-1111(内3432)
FAX	058-271-5731